

## ボグド・ハーン政権期モンゴル国における対チベット人政策：税問題からみるボグド・ハーンの権力変

橘, 誠  
神戸大学

<https://doi.org/10.15017/7324218>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 51, pp.29-50, 2024-03-28. The Association of Oriental History, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



# ボグド・ハーン政権期モンゴル国における 対チベット人政策

—— 関税問題からみるボグド・ハーンの権力変遷 —— <sup>(1)</sup>

橘 誠

## はじめに

ボグド・ハーン政権とは、1911年の辛亥革命を契機として清朝からの独立を宣言したモンゴル国の新政権であり、ボグド・ハーンを元首に戴く。このボグド・ハーンに即位したのは、1875年にチベットからモンゴルに招かれたチベット仏教の高僧、第8世ジェブツンダムバ・ホトクト（1869～1924）である<sup>(2)</sup>。すなわち、独立を宣言して誕生したモンゴル国のハーンは「チベット人」であり、あらゆる案件がハーンに上奏されてその裁可を必要とするなど、政権内において政教の絶大な権力と權威を有することになる。モンゴル国が独立に向けて邁進する中、国家元首の地位にあったことから、ボグド・ハーンがモンゴル独立における功労者の一人であったことは疑いない<sup>(3)</sup>。

その一方で、ボグド・ハーンの法的な権限は曖昧であり、1911年12月29日にハーンに即位してからモンゴル革命後の1921年11月1日にいわゆる「誓詞協定」<sup>(4)</sup>が結ばれるまで、その権力の実態がいかなるものであったのかについては検討の余地がある<sup>(5)</sup>。この間、ボグド・ハーン政権は1912年に露蒙協定、1913年に蒙蔵条約、1915年にはキャフタ協定を帝政ロシアやチベットのダライ・ラマ政権、中華民国などと締結し、モンゴル国の国際的地位も事実上の独立から中国の宗主権下の自治へと後退した。キャフタ協定以降は、中国の辦事大員である陳籙や陳毅がフレーに駐在し、外モンゴルの様々な問題に関与するようになる。また、1917年のロシア革命後には中国が外モンゴルにおける影響力を増大させ、1919年11月にはキャフタ協定によって合意された外モンゴルの自治の撤廃が強行され、ボグド・ハーンは政治的な権限を喪失した。しかしながら、1921年2月には、ロシア自

軍のバロン・ウンゲルンのモンゴル侵攻により中国軍は外モンゴルの中心であるフレーより追い出され、第8世ジェブツンダムバ・ホトクトがボグド・ハーンに復位することになる<sup>(6)</sup>。1921年7月にソヴィエト・ロシアの支援を受けたモンゴル人民党が人民政府を樹立した後も、制限君主としてハーンの位に座り続けた。

このように、目まぐるしく変化するモンゴルの政治状況の中、ボグド・ハーンがチベット出身のチベット仏教の高僧であったことは周知の事実として共有されてきたものの、そのことが実際に政権内の政策決定過程においていかなる影響を与えたのかについてはほとんど留意されてこなかった。チベット仏教はモンゴルを含む内陸アジアにおいて広くその理念が共有されていたとされ<sup>(7)</sup>、近年の研究では、いわゆる「チベット仏教世界」内の交流が近代において再活性化したことが指摘されている<sup>(8)</sup>。

しかしながら、政治・外交上の案件に比し、宗教的交流に関しては公文書には残りづらい傾向にあり<sup>(9)</sup>、そのためにモンゴル国におけるチベット要素はあまり考慮されてこなかったと言える。その中でも、比較的公文書に残されている案件の一つが「お金」にまつわるものである。そこで、本稿ではボグド・ハーン政権期のモンゴル国における対チベット人政策、特に関税の問題を中心に考察することにより、チベット人を保護していたとされるボグド・ハーンの権力の変遷を読み取ることを試みる。法的規定のない権力を測る物差しは存在し得ないため、彼の権力が一貫して絶大なものであったのか否かを、モンゴル国におけるチベット要素を手掛かりに検討しようとするものである。

## 一、課税されないチベット人

あらゆる政権間関係の基礎となるのは条約であり、モンゴルとチベットの関係も例外ではない。モンゴルとチベットは1913年1月11日に9条からなるいわゆる蒙蔵条約を締結し、互いに「独立」を承認し合い、チベット仏教の発展に努めることなどに合意した<sup>(10)</sup>。よって、この条約が両政権の関係の基礎となるはずである。しかしながら、交易や関税については、その第6条において、「モンゴル・チベット両国はそれぞれの地域から産出した商品、家畜、皮革などの交易と加工、および金融流通はこれまで通り行う」（Батсайхан 2008: 334-335）と規定するにとどまり、関税徴収の有無に

については明記されていない。これは、ボグド・ハーン政権が1912年11月3日に帝政ロシアと締結した露蒙協定の付属議定書第2条において、「大ロシア国臣民は、旧来通り、ロシア、モンゴル、中国およびその他の外国のあらゆる土地から産出、または製造したあらゆる製品の輸出入、そして商品を販売する権利を有し、関税およびその他の税を納めない」(*Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл*: 176)と、ロシア臣民が輸出入ともに関税が免除される旨が明記されているのとは大いに異なる。

しかしながら、草案の段階ではモンゴル・チベット両国間の無関税交易に関する条項が記されていた。蒙蔵条約のチベット語草案、モンゴル語草案の第三条には、「往来する交易品から関税を互いに徴集せず、また交易を発展させるよう努める」(Tsyrempilov 2013: 38-40)とあったが、これが最終的に条文に盛り込まれることはなかった。その背景には、以下に述べるように、チベット人への課税を望む声が大きかったことに配慮した可能性が考えられる。

蒙蔵条約が締結されて間もない共戴<sup>(11)</sup>三年十月二十日(1913年11月18日)、ボグド・ハーン政権の税務省から外務省に対して、チベット人への課税についての提案がなされた。税務省は、

徴税規則の中にチベットの商人から徴税するか否かを明確には示していない。……チベット人の商人から徴税してよいのか否かをできれば外務省において決定することを求める他、仮に彼らの国の商人から徴税するというのであれば、勅令を乞うための上奏はどの省から行うのかをともに決定することを求める(モンゴル Улсын Үндэсний Төв Архив, 以下 МУУТА と略, ФА8-Д1-ХН409-Н3)。

と、その決定を外務省に委ねた。これに対し、十月二十二日(1913年11月20日)付の外務省の回答は、

チベット国と協議し締結した友好条約において、彼らの国の商人から徴税するか否かを協議したことはなく、今彼ら商人から他の外国と同様に徴税してはならないとする理由もないが、このように徴税するか否かの勅令を乞うために上奏し、謹んで〔勅令に〕従うべきであるので、これを税務を取り仕切るべき税務省に送り、届くや否や検討し、上奏して決定していただきたい(МУУТА.ФА8-Д1-ХН409-Н1)。

というものであった。外務省はチベットの商人から徴税しない理由はない

とし、ボグド・ハーンへ上奏して勅令を乞うよう税務省に求めたのである。この外務省と税務省のやり取りからは、チベット人への課税に関して両省の間にコンセンサスは存在していたものの、互いに最終的な決定や上奏を自ら行うことを忌避しているようにも読める。

事の顛末についてはすでに論じたことがある（橋 2018）ために詳細は省くが、税務省はこの問題を各省と協議することとし、内務省は、「チベット人を区別して協議することはないのではないか」、「もし税を徴収するのであれば外務・税務両省が上奏すればいかが」とし、軍務・法務両省はこの内務省の意見に同意し、総務省も「モンゴル、チベット双方が税を徴収すれば互いに利益がある」とするなど、政府内ではモンゴル国内のチベット人へ課税することで合意が形成されていた（МУУТА.ФА8-Д1-ХН162-Х47-51）。

このチベット人への課税について、先行研究においては、共戴四年五月二十八日（1914年7月21日）の史料として、「チベット人を区別して見る必要はない。漢人商人同様に課税すべきである」という文書を引用し、チベット人への課税が決定されたかのように記されている（Идшинноров 1996: 58; Цэвээнжав 2012: 36）。その一方で、「1905年からダライ・ラマの大サンというものが誕生し、それは自治時代のチベット地区という自立した地域となった。彼らはジェブツンダムバの直接的な庇護下に大いに特別な状態にあった……彼らはあらゆる税を免除されていた」（Дүгэрсүрэн 1956: 73）と、チベット人が免税であったことも指摘されている。

実際に、1915年の税務省に文書には、「ロシア、チベット等、税を徴収されない人々」（МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н19）と明記されており、条約や規定上では明確に定められていないものの、チベット人がロシア人とともにモンゴル国内において免税の特別待遇を受けていたことは間違いない。ではなぜ、政府内ではチベット人からの徴税が議論されていたにも関わらず、彼らは免税となったのであろうか。

1914年、1915年にチベット人からの関税徴収に関してボグド・ハーンに上奏した事実は今のところ確認できていない。しかしながら、1921年2月22日の自治政府再興後の共戴十一年二月二日（1921年3月11日）にダライ・ラマのサンの官吏ロブサンチョイドク、ロブサンダンザンらがモンゴル政府の外務省、税務省に送付した文書には、

われらがチベットのハムバ・アグワーン（ドルジエフ）が内務大臣チ

ン・スジクト・ラマ（チェレンチメド）、外務大臣ハンダドルジ王らの諸大臣と協議し、ダライ・ラマ、パンチェン・ボグド、ボグド・エゼン・ハーンらは仏教の印璽<sup>(12)</sup>を有し、黄教を各地に広めた偉大な聖者であり、多くの弟子たちは二手に遣われ、常に双方のサンから各地に支出して生活するという古い習慣となったことを考慮し、チベット人から税 *γayili sūi* を徴収することを〔ボグド・ハーンに〕上奏して却下した（МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-168a-170b）。

と、具体的な年月は記されていないが、過去において、ボグド・ハーンに「上奏」してチベット人からの徴税が却下されていた旨が記されている。1914年に死亡したツェレンチメドが存命であり、ドルジエフと協議したということであれば、ここで記されているのはドルジエフがモンゴルに滞在し、蒙蔵条約が締結された1913年1月前後のことであったことになる。仮にここに記されていることが事実であるとすれば、政府内で協議されていたチベット人への課税の提案に対して、ボグド・ハーンは否定的な考えを持っていたことになる。同文書には続けて、「数年後、ラプランのチベット人が他人のものを奪う騒ぎが起こり、チベット人から税を徴収すると役所が命令した」という時にも、「〔ボグド・ハーンに〕上奏すると『しばし待て』と仰り、税を徴収することを止めさせた」（МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-168a-170b）と述べられており、少なくともダライ・ラマのサンの官吏の言い分によれば、チベット人への課税を求める政府に対してボグド・ハーンがこれを阻止していたことは疑いない。ただし、この「上奏」は公文書では確認できず、そのため非公式の会見の場での出来事であったと推測される。

## 二、モンゴルにおけるダライ・ラマのサン<sup>(13)</sup>

前節においては、ダライ・ラマのサンの官吏が登場したが、そもそもダライ・ラマのサンとはいかなる存在であったのかをここで説明しておく。サン<sup>(14)</sup>とは、信者から集めた布施などの財産を管理する組織であり、モンゴルにおいてはジェブツンダムバ・ホトクトのサンがよく知られており、家畜の飼育や農業から金貸し業まで幅広い活動を行っていた（Насанбалжир 1970: 144; Баярмаа 2019: 319）。

1904年にヤングハズバンドのチベット侵攻から逃れたダライ・ラマ13世は、モンゴルに「亡命」した。モンゴルにおいてダライ・ラマは熱狂的な

歓迎を受け、数多くの仏教徒がモンゴル各地からイフ・フレーに集まり布施を行った。そのため、イフ・フレーにはダライ・ラマの財産を管理するサンが設立され、チベット人の経済活動も活性化していった。

このように、ダライ・ラマのサンは、モンゴル信者から集められた布施をもとにフレーの西地区に成立したもの（Дүгэрсүрэн 1956: 42）であり、モンゴル国のボグド・ハーンでもある第8世ジェブツンダムバ・ホトクトの保護下で特権を享受していたとされる（Дүгэрсүрэн 1956: 73）。その活動は、主として布施を原資としたモンゴル人に対する金貸し業であり、ドニル<sup>(15)</sup>がこれを取り仕切っていたという。

ダライ・ラマのサンの活動について、比較的その実態がよく分かるのが、以下に考察するハンダドルジへの借金をめぐる問題についてである。ダライ・ラマのサンから借金をしたとされるハンダドルジは、近代モンゴル史における最重要人物の一人であり、その活動に関する研究も数多い<sup>(16)</sup>。モンゴルによる清朝からの独立運動においては中心的な役割を果たし、1911年夏には帝政ロシアの支援を得るために危険を冒してペテルブルクに赴き、ボグド・ハーン政権の成立にあたって外務大臣に任命された。その後も1912年の露蒙協定締結後にペテルブルクに全権代表として派遣されている。ハンダドルジとダライ・ラマ13世の密接な関係は、1904年冬に彼がモンゴルに「亡命」してきた際、積極的にこれを支援したことに始まる<sup>(17)</sup>。

ハンダドルジの借金をめぐる争いは、実際には彼の死後<sup>(18)</sup>に表面化した。事の始まりは、共戴六（1916）年春、トゥシェート・ハン盟のダイチン親王ジャムバルドルジ（ハンダドルジの三男）旗の官吏らからの申し出にある。彼らの言い分は以下のものであった。

ダライ・ラマのサンより借り入れた銀四万数千兩を、何度も利息と共に返済し、[いまだ借金の残高]一万兩が残っているが、前任のザサグ親王ハンダドルジは、以前北京の地にある漢人ボヤンダライの商店にザサグの印を押した文書（借用書）を預け、銀五千兩を利息付きで借り入れ、ダライ・ラマの事業に支出し、現在元金〔五千兩〕と利息〔五千兩〕が同額となり、一万兩になった。この商店が〔借金を返済するよう〕催促しているので、この銀をダライ・ラマのサンから支払わせ、押印文書を取り戻した後、本旗の〔ダライ・ラマのサンに対して負っている〕残りの借金一万兩を然るべき時に返済することを望む（МҮҮҮТА. ФА4-Д1-ХН458-Н3）。

この申し出から分かることは、生前のハンダドルジがダライ・ラマのサンから4万数千両の銀を借り入れ、さらに北京の漢人ボヤンダライから5,000両をダライ・ラマのために借入れたということ、そしてダライ・ラマのサンに対しては1916年の時点で10,000両の借金残高が、ボヤンダライに対しても利息が付いて10,000両の借金残高があったということである。そこでジャムバルドルジ旗は、まずはダライ・ラマのために借入れたボヤンダライからの借金をダライ・ラマのサンが返済し、然る後にダライ・ラマのサンに対して負っている10,000両の借金を返済することを申し出たのである。仮にこの言い分が通れば、ジャムバルドルジ旗は抱えている20,000両の借金のうち、10,000両をダライ・ラマのサンに肩代わりさせることになり、返済総額を半減させることが可能になるのであった。ボヤンダライとは、北京にあった義和成という商店のモンゴル名であるが、煩雑を避けるために、以下史料中の引用を除き全て義和成との表記で統一することとする。

父ハンダドルジの代になした借り入れと雖も、ジャムバルドルジ旗がダライ・ラマのサンに対して負っている借金を返済することは当然であるが、ここで問題になるのは、ダライ・ラマのために借り入れたとされる5,000両とその利息5,000両を合わせた計10,000両を、ダライ・ラマのサンが義和成に返済する義務があるのか否かという点である。

このジャムバルドルジ旗の申し出に対し、イフ・フレーにいたダライ・ラマのサンの官吏は、「ダライ・ラマの事業に故親王ハンダドルジがどれだけの銀を支出したのかを全く聞き知らない」(МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н3)とし、当然のことながら借金の肩代わりを拒否するとともに、ダライ・ラマのサンに対して負っている残りの10,000両の借金を即刻返済するようジャムバルドルジ旗に求めたという。そこで、モンゴル政府外務省は、ダライ・ラマのサンに対し、北京にある漢人商店義和成に事の真偽を確認するよう命令した。

共戴六年九月八日(1916年11月3日)、ダライ・ラマのサンのドニルであるジャムチョイ、ジャムバラはモンゴル政府外務省にチベット語の書簡を呈し、次のような詳細な借金内容を報告した<sup>(19)</sup>。

以前、ダライ・ラマがイフ・フレーにいらした際、ハンダ王が火馬年五月七日(1906年6月10日)、銀四万二千両を借り入れたい旨を申し出ると、ダライ・ラマは王の述べたことに対し金利一分で与えた。その後、元金・利息を返済しなかった……火馬年五月七日から木卯年五

月七日（1915年5月21日）までの九年間の利息は三万七千八百両になった。木卯年五月七日から延期せずに利息を払うと言った。それより延期する場合は金利が五分になる（МҮҮҮТА. ФА4-Д1-ХН458-Н1）。このように、この書簡ではハンダドルジが1906年に借り入れた銀の総額が42,000両であったこと、金利が1分で9年間の利息が37,800両であったことなどが詳細に記されている。そして、書簡の最後においては、「〔残りの〕一万両と利息を速やかに返済する」ことを再び求めている。

この報告を受けた外務省は、北京の漢人商店が関わっていることから、共戴六年十月十日（1916年12月4日）、キャフタ協定後にフレーに派遣されていた庫倫辦事大員の陳籙に事実関係の調査を依頼した。その内容は、その商店（義和成）から、故親王ハンダドルジがダライ・ラマの代わりにザサグの押印文書を預けて銀を借り入れた事実があるのか否か、もしあるのであれば、いつ、いかなることに支出するために、誰と一緒に借りに行ったのかなどを詳細に調査して明らかにし、〔ハンダドルジの〕押印文書一部を書き写して早急にそれらを送り届け、審議に備えさせていただきたい（МҮҮҮТА. ФА4-Д1-ХН458-Н2）。

というものであった。

このように、ハンダドルジが借り入れた借金に関するジャムバルドルジ旗の申し出は、モンゴル政府の外務省、フレーのダライ・ラマのサン、中国の庫倫辦事大員、北京の漢人商店義和成を巻き込んだ問題へと発展していったのである。

年が明けて中華民国六（1917）年2月14日、陳籙からの調査報告がモンゴル政府外務省にもたらされた。報告には、1917年1月12日付の蒙蔵院の報告、そしてザサグの印を押したハンダドルジのモンゴル語の借用書の写しが添付されていた。蒙蔵院は、1917年1月8日、ハンダドルジが銀を借り入れたという北京の漢人商店義和成を呼び出して事情を聴取し、この借金問題の詳細な経緯を報告している。

蒙蔵院からは、「外モンゴルのトゥシェート・ハン盟の故ダイチン親王ハンダドルジが、以前北京外館の義和成という商店から五千両を借り入れたというが、そのような事実はあるのか否か」と尋ね、一週間以内に回答し、ハンダドルジの借用書を提出せよと命令した。これに対し、義和成は次のように回答している。

前清の光緒三十二（1906）年二月、該王（ハンダドルジ）が北京にい

る折、該王の旗のハファン（哈番）<sup>(20)</sup>・ダシデルゲルがわが商店より銀五千兩を借り入れる際、王が述べるには、「この銀はチベットのダライ・ラマが使用する」と。合意したことは、「一年以内に元金と利息を返済する」というもので、モンゴル語の借用書を作成した。翌年（1907年）、この官吏は北京にやって来たが借金を返済しなかった。借用書を回収し、新たな契約を行った。光緒三十四（1908）年、該王は年班で北京にやって来たが返済しなかった。宣統元（1909）年正月、該王と旗の協理ダムリンらと協議し、宣統二年（1910）正月までに元金と利息合わせて一万兩を返済するとして合意し、仮に期間内に返済しなければ、一万兩を二分の金利で返済するとし、新たに押印したモンゴル語の借用書を作成し、前の借用証を回収した。また、該王はわが商店より別に借り入れた大平銀百兩を二分の金利で返済するとし、また返済していない商品の代金である大平銀千百三十八兩五錢八分を一年間は無利息で、仮に期間内に返済しなければ、同様に二分の金利で返済するとして合意したが、この二件については借用書を作成しなかった（МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н4）。

このように、ハンダドルジが義和成から銀を借り入れた正確な時期やその後の経緯、そしてダライ・ラマのために借り入れたものだけでなく、ハンダドルジが個人的に借り入れていた借金も記されているが、いずれも返済されていないとしている。ここで義和成から銀5,000兩を借り入れたのは、ハンダドルジが北京滞在中の光緒32（1906）年2月（西暦では2月末から3月）であることが明らかになっているが、この時期ハンダドルジは北京においてダライ・ラマのモンゴル滞在を引き延ばす活動を行っていたようである（Shaumian 2000: 111）。そうであれば、「ダライ・ラマが使用する」、あるいは他の文書において「ダライ・ラマの事業に支出」したというのは、この活動である可能性が指摘できる。

義和成はさらに続けて、

民国二（1913）年、三（1914）年は長城外の道が不穩であった<sup>(21)</sup>ため、わが商店より人を送って催促することはできなかった。民国四（1915）年、わが商店よりセツェン・ハン盟の諸旗に借金の催促をするために向かったが、人が足りずに該〔ハンダドルジ〕旗には人を送ることができなかった。この数年、わが商店は人に頼んで手紙を該旗に送り催促していた。〔民国〕五（1916）年三月、外モンゴルの特使

の随員にお申し、該旗の公品級タイジ・ゴムボスレンに頼み、モンゴル語の手紙を送ったが、現在に至るまで該旗からは返事がない……この〔1916年〕九月、衆議院のチベット議員である高鷺鼎<sup>(22)</sup> がわが商店に至り、該王が五千両を借り入れた理由を尋ね、また借用書を見て、チベット語でこれを写して帰った（МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н4）。

と供述している。1911年に外モンゴルにおいて独立が宣言された後、内モンゴルでは軍事活動が展開されたため、安全が確保できずに借金の催促に行くことができなかった事情が述べられている。チベット議員の高鷺鼎が義和成にやって来たのは、後述するようにフレーのダライ・ラマのサンが北京にいる彼に事情を調査するように依頼したためであろう。

この陳籙からの報告を受けて、外務省は共戴七年一月二十九日（1917年3月22日）、ハンダドルジが個人的になした借金についてはジャムバルドルジ旗に返済させるとし、5,000両についてはダライ・ラマのために使用すると述べている上、預けた借用書には、「ダライ・ラマのサンの代わりに銀五千両を利息付きで借り入れた」とあることに鑑みて、この件はダライ・ラマのために使用したことは明らかであるので、この借金を早急にダライ・ラマのサンに支払わせることで解決することを決定した。ただし、ダライ・ラマのサンに対して負っているハンダドルジの借金10,000両が残っているので、ジャムバルドルジ旗が義和成に10,000両払えば、これが相殺されて早期解決ができるとし、これをダライ・ラマのサンのジャムチョイ、並びにジャムバルドルジ旗に通達した（МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н5）。同日、外務省は陳籙にもこの決定を伝えている（МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н6）。

すなわち、外務省の決定によれば、返済の手続きは異なるが、義和成への10,000両の返済をもってハンダドルジがダライ・ラマのサンに負っている借金が相殺されることになるのであり、基本的にはジャバルドルジ旗の言い分が通ったことになるのである。

ハンダドルジの借金を肩代わりさせるとした外務省の決定に対し、ダライ・ラマのサンは当然ながら抗議した。火蛇年三月二十六日（1917年5月17日）、ダライ・ラマのサンのドニル・ジャムチョイらが、外務省にチベット語の書簡を送り、上記の外務省からの決定について反論を試みている。

〔チベット〕政府の事業のために借り入れたのが本当であり、チベット語の印が押されたチベット語文書があれば、おっしゃった通り〔にする〕。押印されたチベット語文書がない場合は、王が自らの事業のため

に借り入れたものであるようなので、支払うことはできない。ここに北京から漢人が来て、〔その者に〕尋ね、チベット語の押印文書があるならば、その時に〔返済を〕行う。〔チベット語の文書が〕なければ、〔ジャムバルドルジ旗が〕銀を早急に準備する必要があるとの公平な命令を下していただきたい（МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н7）。

ダライ・ラマのサンとしては、ハンダドルジがモンゴル語で残した借用書に「ダライ・ラマのために借り入れた」と記されているだけでは根拠としては不十分であるとし、チベット語による証書がなければハンダドルジの借金を義和成に返済することはできないという立場を堅持したのである。

その後、内務省次官にしてトゥシュート・ハン部の盟長ダルハン親王ボンツァグツェレンも、共戴七年六月二日（1917年7月21日）付で外務省に書簡を呈し、ジャムバルドルジ旗からの報告を伝えている。その報告においては、ジャムバルドルジ旗からフレーに派遣した管旗章京ザグド、外務省の官吏、そしてチベット側とのやり取りが記されている。

チベット側の言い分は、

漢人が持つという〔ダライ・ラマのために借り入れたという〕モンゴル語の文書をわれわれは全く認めない。その漢人の商店より借金したことを記した文書にわれらがラマの署名があるか、あるいは押印されているなどの確実な文書であることを確認する前には決して協議することはできない。

というものであった。これに対し、外務省の官吏は、「根拠とすべき漢人の文書を信用しないのであれば、あなた方は自ら北京のボヤンダライ（義和成）に電報で尋ね、確認すればよい」と応じた。するとチベット側は、「われらがノヨン、シャンゾドバに伝えよう」と言うので、ジャムバルドルジ旗の管旗章京ザグドは同行してチベット人ジャムバルチョイジュルらに面会し、話し合った。

ジャムバルチョイジュルは、「われわれは外務省が命令したことを、漢人ボヤンダライ（義和成）に尋ねることはしない。その代りに、あなた方の旗がその漢人の手元にある借用書を持ってきて、われわれに見せるならば、その時に話し合おう」と述べた。これに対し、ザグドは、「その漢人は春にわが旗に催促に来ると言っているので、その時に必ず借用書を持って来るので、彼が来る前にわが旗は借金を返済することはできない」とした。

翌日も再び話し合いをもったが、チベット側は、「わが政府の有力者が北

京にいたので、彼らに手紙を書いて漢人の商店に尋ねさせよう」と述べたため、話し合いはひとたび中断されることになったという。おそらく、チベット側が述べる北京にいる有力者とは先ほどの高鶯鼎のことであろう。

チベット側は一貫してチベット語による文書が存在しないことから、ハングドルジの借金がダライ・ラマのためになされたことを認めようとしなかった。そのため、ジャムバルドルジ旗は、

本年（1917年）四月、われらは北京の義和成からこの借金を催促するためにニースレル・フレーにやって来た漢人と面会し、この残っている利息と同額になった一万両を命令通りこの商店に返済し、ダライ・ラマのサンに預けてある押印文書を回収して報告させるために官吏を派遣した。

として、先にフレーにやって来た義和成に借金10,000両を返済してしまい、ダライ・ラマのサンが所持する借用書の回収を試みた。ところが、チベット側は、「義和成の所持する押印文書にはその銀をわれらがラマのために借りるという言葉があるだけで、他に確かな証拠はない上、ダライ・ラマの命令がないのに漢人の借金を肩代わりし、旗の押印文書を返すことはできない」と、借用書の返還を拒否した。そこでジャムバルドルジ旗は、盟長のダルハン親王ボンツァグツェレンに報告し、借用書を返還させるように要請したのであった（МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н8）。

最終的に、共戴七年六月二十一日（1917年8月8日）、外務省からトゥシェート・ハン部の盟長への書簡において、

ハングドルジが義和成から借りた五千両はダライ・ラマのために借りたものであるのは事実であるので、元金と利息を合わせた一万両を、ダライ・ラマのサンに支払うべき借金として〔ジャムバルドルジ旗が〕義和成に支払い、義和成が保管している押印書簡を回収してこの件を終わらせる（МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н9）。

とし、問題の解決を図った。

これにより、ジャムバルドルジ旗がダライ・ラマのサンに対して負っている借金はなくなったことになるため、ジャムバルドルジ旗はダライ・ラマのサンが保管する借用書を回収しようとするのであるが、ダライ・ラマのサンがこれに応じなかったことはすでに述べた通りである。そこで、外務省は、

本件は決着しているので、ダライ・ラマのサンが有するダイチン親王

(ジャムバルドルジ)旗の押印文書(借用書)は無効になった。ダライ・ラマのサンは借用書を返還していないが、後日、争いが起こることはない(МУУТА. ФА4-Д1-ХН458-Н9)。

とし、すでにダライ・ラマのサンが所有する借用書が失効したことを伝えた。しかしながら、借金はなくなったのであるから借用書は返還すべきであり、トゥシェート・ハン部の盟長からはジャムバルドルジ旗に命じて借用書を取り戻すよう命じた。

こうしてハンダドルジがダライ・ラマのサンおよび北京の義和成から借り入れた借金問題は、借り入れから11年、ジャムバルドルジ旗が申し出を行ってから一年半後によりやく一応の決着を見た。結論としては、ジャムバルドルジ旗の言い分が基本的に通った形となり、義和成からの借り入れ元金・利息合わせて10,000両は実質的にダライ・ラマのサンが肩代わりすることになったのである。

ここで注目すべきは、このハンダドルジの借金をめぐる問題において、モンゴルにおけるチベット人を保護していたとされるボグド・ハーンが表向きには一切関与していないことであり、また最終的にチベット側に不利な結果に終わっているということである。チベット人への課税は却下していたボグド・ハーンであったが、この件は政権内におけるボグド・ハーンの影響力の低下を物語っているのかもしれない。事実、キャフタ協定締結後には、本来ボグド・ハーンに上奏されるべき重要な案件が、ボグド・ハーンに上奏されないままに決定されていた事例が確認されるのである<sup>(23)</sup>。

### 三、チベット人への課税の試み

すでに述べた通り、1914年にチベット人からの関税徴収がモンゴル政府内で議論された際、最終的にはそれは実現せず、チベット人は無関税で交易を行っていた。しかしながら、国内産業が発展していなかった当時のモンゴル国において、国家予算収入の70%から80%を占めていた関税は重要な財源であり、その確保は死活問題であった(Лонжид 2000: 21-22; 橘 2021: 64)。そのため、無関税であったチベット人への課税の議論が再び浮上することとなる。

共戴九年五月十六日(1919年6月28日)、財務省は各地に送った文書において、

以前、わが財務省から、チベット国の交易から他の外国と同様に定まった規則通りに関税を徴収することを決定し、国内のチベットの責任者らに通告したことを書き写し、全国で従い執行するよう各地に命じたのである……しかしながら、かれらチベット国の商人は〔この決定に〕従わなかったため、われら諸省が再び協議し、チベット国の人々の交易品から関税を徴収する件を現在より一年延期することを予定し、上（ハーン）に上奏して決定した……（МУУГА, ФА6-Д1-ХН425-111a-112a）。

と、チベット人からの関税徴収が通達されたが、政府内での協議の結果、一年の期限を決めて延期することをボグド・ハーンに上奏した上で決定したことを伝えている。ここからは、チベット人への課税を延期することは政府が決めたものであり、これをボグド・ハーンも了承したことが確認できる。ところが、一年を待たずに外モンゴルの自治は撤廃されることになる。

1919年11月22日、大軍を擁してモンゴルに乗り込んできた安徽派の徐樹錚の武力を背景とした威嚇により、外モンゴルの自治は撤廃された。これにより、外モンゴルは中国の一部となりボグド・ハーンは政治的権力を失うことになるが、1921年2月22日にはロシア白軍のバロン・ウングェルンにより自治政府が再興され、ジェブツンダムバ・ホトクトはハーンに復位することになる。自治政府再興に先立ち、中国軍により軟禁されていたジェブツンダムバ・ホトクトを救出したのはサジ・ラマ・ジャミヤンダンザン率いるチベット人部隊であった（Гангааням 1993: 184）。チベット人部隊によるジェブツンダムバ・ホトクトの救出劇は、モンゴルにおけるチベット人とジェブツンダムバ・ホトクトの関係を示す象徴的な出来事であったと言える。

自治政府再興後間もなくして、再びチベット人からの関税徴収問題が浮上した。共戴十一年二月一日（1921年3月10日）、財務省が各地に送付した文書には、

現在、われらモンゴル人はボグド・エゼン・ゲゲーンを玉座に再び招き、自治政府を以前のように樹立したので、租税などのあらゆる収入を真剣に集め、国庫の充実に努めることが極めて重要な時である。よって、以前、諸旗、シャビの地において徴収した租税を今すぐに送り届け、今後は諸旗のモンゴル人、民人 *irgen*<sup>(24)</sup>、そしてチベット人のあらゆる交易からは以前は関税を徴収しなかったが……チベット人、ロシ

ア人、またフレーおよび地方のジャス<sup>(25)</sup>など全ての交易から今後は同様に関税を徴収することに決定した (МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-12а-13а)。と記されている。モンゴル人、民人はもとより、ロシア人、チベット人を含めたあらゆる交易から関税が徴収されることになったのである。

ところが、その翌日の共戴十一年二月二日 (1921年3月11日)、ダライ・ラマのサン・のロブサンチョイドクらはモンゴル政府の外務省と財務省に対し、次のように免税を求める請願書を提出した。

一昨年、〔中国軍〕司令部がチベット人からの関税徴収を決定した際、われらチベット人から旧慣の事情を説明したところ、ダライ・ラマ、パンチェン・ボグド、この〔ジェブツンダムバ〕3人のボグドの間で行き来する者たちは、仏教儀式のために双方に行き交う者たちであり、チベット人からは関税を徴収することを免除せよと命じたのであった。現在、モンゴルのハーンが即位し、万歳の政権が再び興ったので、関税について改めてお伝えし、以前のように免除することを求めお伝えするものである (МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-168а-170b)。

これに対し、外務省からは税務省に、

ダライ・ラマ、パンチェン・ボグドのサンを特別視し、税を免除していることがあるのか否か、管轄するところに移管して決定させるべきであるので、この請願を財務省に届け、ご高覧いただき記録に留め、いかに処理すべきかを決然として定め、この請願とともに〔文書〕を届け、〔各地に〕転送して命令するのに備えさせていただきたい (МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-170b-171b)。

と、本件の決定を財務省に委ねた。これを受けて財務省は、

ダライ・ラマ、パンチェン・ボグドのサン、またチベット人らは〔モンゴル・〕ロシア国境より北の地域で産出された物品などからは税の納付を免除されたことがあるが、現在は誰であっても区別なく同様に税を徴収するとすでに決定し送付しているので、本件の免税を求めて連絡してきたことを特別視し、協議して免除する点があるのか否かは皆で話し合い決定すべきであるようである。ただし、いかにすべきかはそちら (外務省) が示して処理していただきたい (МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-171b-172а)。

と、政府内で協議する提案をするものの、決定は外務省に委ねた。このやり取りは、1914年のチベット人への課税を求める際のものと類似しており、

外務省、財務省のいずれも最終的な判断を避けているように思われる。ただし、以前と異なる点は、ハーンに上奏すべきか否かということが提起されていないところである。そもそも、再興した自治政府はこれまでもウングルンの「傀儡」の時代とされているため、ボグド・ハーンの実感が薄いのも異とするには足らないのかもしれない。

その後、共戴十一年二月十九日（1921年3月27日）、チベット側から再び外務省と財務省に対し、

この〔関税を徴収するという〕命令に従い税を納めるといっても、私ども数人のチベット人が決められることではないので、然るべき場所に伝え、回答を見てから納めるべきであり、この事情を簡単に述べ、外務・財務省に報告し、私ども貧しいチベット人が以前、そして現在お伝えしている件を審議し、以前決定した通り、徴税・徴用を寛大に免除することを願います（МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-173a-174b）。

との請願を再び行った。これに対し、外務省と財務省は改めて協議し、財務省は総理大臣、内務省と相談してはどうかとの提案をした（МУУТА. ФА6-Д1-ХН485-175a-175b）。

結局、再興した自治政府におけるチベット人への課税の問題は、この財務省の返信をもって終わっており、その後どのように決着したかは今のところ不明ではあるが、「現在は誰であっても区別なく同様に税を徴収するとすでに決定し送付している」とあるため、チベット人からも関税を徴収する方向であったことは間違いない。

その後、ウングルンは赤軍を攻撃するためにフレーを後にして北進するも敗走し、1921年7月にフレーにはモンゴル人民党が赤軍とともに進軍し、7月11日、モンゴル人民政府が樹立された。ボグド・ハーンはそのままハーンの位に留まり、制限君主となった。いわゆる「モンゴル革命」である。

「モンゴル革命」後、モンゴルとチベットの関係は新たな局面を迎える。1921年10月19日に開催された第16回政府会議においては、内外を問わず全ての交易に課税することが決議されており、チベット人も公式に課税対象となった（Батбаяр, Гомбосүрэн 2009: 131）。そして、11月1日には「誓詞協定」が結ばれた。このように、モンゴルとチベットの関係、そしてボグド・ハーンの地位に変化が現れた時に大きな事件が発生した。すなわち、「サジ・ラマ事件」である。

「サジ・ラマ事件」とは、1921年11月に起こった、チベット人サジ・ラ

マ・ジャミヤンダンザンを中心とするチベット人がボグド・ハーンと結託して人民政府を転覆しようとしたとされ、逮捕された事件である。社会主義時代には、「首都フレーにあったダライ・ラマのサン、の管理人らと一部のチベット人ラマらは、人民政府が制定した関税を支払うことを拒否していた」(Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын Түүх: 180)、「この頃、人民革命により特権を奪われたチベット人商人、ラマらを利用してボグド〔・ハーン〕の影からの支援により、その側近であるサジ・ラマ・ジャミヤンダンザンの指導する反革命の武装蜂起が準備されていた」(Бат-очир, Дашжамц 1973: 219)とされ、人民政府成立後はモンゴルにおけるチベット人の地位に大きな変化があったとされている。

ダライ・ラマのサンに属していたサジ・ラマは、前述の通り1921年1月にバロン・ウンゲルンがフレーを攻撃した際、中国軍により監禁されていたジェブツンダムバ・ホトクトをチベット兵を率いて救出した人物である。

チベット人がジェブツンダムバ・ホトクトを救出した理由は、すでに述べたてきたように、ジェブツンダムバ・ホトクトがモンゴルにおけるチベット人の特権を保護していたからにほかならない。その時のジェブツンダムバ・ホトクト救出の功績により、「サジ・ラマ事件」においてジャミヤンダンザンは一時釈放されるが、後にボドーらの人民政府転覆計画(ボドー事件)に再び関わったとされ、1922年8月、ボドーらとともに銃殺された<sup>(26)</sup>。

「サジ・ラマ事件」の背景には、1921年7月の人民政府成立後に、それまで無関税であったチベット人からも関税を徴収することになったことが関係しているとされている。ボグド・ハーン政権期のチベット人はロシア人同様に関税を免除されており、それは課税を求める政府の決定を覆したジェブツンダムバ・ホトクトのハーンとしての権力により実現されたものであった。人民政府成立後、ジェブツンダムバ・ホトクトはハーンとして留まるも、「誓詞協定」により宗教上の権威のみが認められ、政治的な権力は失っていた。

事件の真相は未だ明らかになっていないが、「サジ・ラマ事件」はボグド・ハーンとダライ・ラマのサン、すなわちチベットとの関係を断ち切る目的があったのではないだろうか。モンゴル革命後も依然としてハーンとして留まり、モンゴル国において一定の影響力を有していたボグド・ハーンをソヴィエト・ロシアは危険視しており、その影響力の排除を試みていた(青木 2023: 484)。「サジ・ラマ事件」はロシア語では「チベット人事件」

と書かれており、捕らえられたチベット人は、「道を普通に歩いていると、あるいは朝寝していると突然ロシア軍が逮捕した」、「人民政府に反抗する気は毛頭ない」と供述しており、ダライ・ラマのサンに対する陰謀であったとする見方もある（Баттогтох 1991: 69-70）。ボグド・ハーンはモンゴル国内において信者からの布施などにより莫大な資産を有していたが、チベット人の特権を保護することによりおそらくは何かの財政的な見返りも得ていたと推測される<sup>(27)</sup>。一方のチベット人は、モンゴル国における保護者としてハーンでもあるジェブツンダムバ・ホトクトを頼りにしており、彼らは相互依存の関係にあったと考えられる。1924年のジェブツンダムバ・ホトクトの入寂以後もダライ・ラマのサンはモンゴルにおいて活動が続けていたが、最終的に1935年から1936年の間に閉鎖されたという（Батбаяр, Гомбосүрэн 2009: 133）。

## おわりに

1921年の「モンゴル革命」後にチベット人への課税が行われたことはこれまでも知られてきたが、本稿の考察からはその試みが早くも蒙蔵条約締結後には始まっており、ボグド・ハーン政権期に何度も提起されていたことが明らかになった。それは、チベット人からの関税徴収が、おそらく国庫の重要な財源となる規模であったことを示している。ロシア人に無関税特権を与えていたボグド・ハーン政権にとって、漢人とともにチベット人は財源確保のための課税対象として魅力的であったのである。しかしながら、「モンゴル革命」以前、ジェブツンダムバ・ホトクトがハーンの位にある間にチベット人への課税が実現されることはなかった。それは、従来指摘されてきたように、彼がモンゴル国内に居住するチベット人を保護していたからであり、彼の政治的権力が強力であればこそ、その保護下にあったチベット人も特権を享受することができたのである。

このように仮定すれば、「モンゴル革命」後のモンゴル人民政府になって初めてチベット人への課税が実現した理由は自ずと明らかになるであろう。すなわち、制限君主となり、「誓詞協定」により政治的権力を奪われたボグド・ハーンには、すでにモンゴル国内のチベット人を保護するほどの実力は残っていなかったのである。さらに、「サジ・ラマ事件」のように、ボグド・ハーンとチベットとの関係を断絶しようとするような事件も発生して

いた。モンゴル国におけるチベット人をめぐる問題の動向は、モンゴル国におけるボグド・ハーンの権力を測るメルクマールの一つになると考えられるのである。

本稿においては、ボグド・ハーンとチベット人の経済的なつながりについては具体的には論証できておらず、今後個別の事例を積み上げていき、全体像を明らかにしていくよりほかないであろう。

## 註

- (1) 本稿は、2019年10月11日にモンゴル国ウランバートルにおいて開催された国際会議 Богд Хаан 150-Түүх, соёл, өв における報告を加筆・修正したものである。
- (2) 第8世ジェブツンダムバ・ホトクトについて日本語で読めるものとしては、青木 2023がある。
- (3) ボグド・ハーンについての専論としては、モンゴル近代史における彼の役割を再評価した Батсайхан 2008が重要な業績として挙げられる。O. バトサイハンは、ボグド・ハーンを1911年の「民族革命の父」としている（Батсайхан 2019）。
- (4) 1921年11月1日、ボグド・ハーンとモンゴル人民政府との間で締結された協定で、ボグド・ハーンは政治には関わらず、宗教上の一切の事務を司ることを定めた（Дашням 2019: 145）。
- (5) ボグド・ハーン政権期には『欽定モンゴル国法典』が制定されているが、完成は1918年頃、出版は1920年頃とされており、またその効力についても疑問の余地があるとされている（萩原・額定其 2014: 193）ため、ボグド・ハーンの権力の実態を検討する本稿においては考察の対象としなかった。
- (6) 1910年代のモンゴルの政治状況については、橘 2011を参照。
- (7) チベット仏教世界については、石濱 2001を参照。
- (8) Ishihama, Tachibana, Kobayashi, Inoue 2019; Ishihama & McKay (eds.) 2022 所収論文を参照。
- (9) とはいえ、1913年に締結された蒙蔵条約についてさえ、近年ようやく条約原本やその草案が発見されたにすぎず、交渉過程を詳細に記録した文書などは発見されていない。
- (10) 蒙蔵条約に関する近年の議論については、橘 2018を参照。
- (11) ボグド・ハーン政権期モンゴル国の年号で、暦はチベット同様の時輪暦。本稿においては、新暦と区別するため、共載の日付は漢数字により表記した。
- (12) 歴代ダライ・ラマの印璽についての紹介・解説については、チベット文献講読

会 2016を参照。

- (13) 本節は Tachibana 2022の内容を一部改訂し要約したものである。
- (14) 漢語「倉」を語源とし、僧院・高僧の財産を意味する（Lessing 1995: 672）。
- (15) チベット語 mgron gnyer を語源とし、僧院の財産を管理するラマを意味する。
- (16) 例えば、Болдбаатар 1994、Болдбаатар 2003など。
- (17) ハンダドルジとダライ・ラマの関係については、石濱 2019を参照。
- (18) ハンダドルジは共戴五年正月六日（1915年2月20日）に亡くなっている（Болдбаатар 1994: 104）。
- (19) 本稿において利用したチベット語書簡にはモンゴル語訳が添付されているが、意味が通らない箇所があるため、九州大学の小林亮介氏にチベット語から翻訳していただいた日本語訳も参照した。小林氏に記して謝意を表したい。
- (20) 満洲語の hafan で官吏の意。
- (21) この時期、モンゴル国は内モンゴルに派兵し、中華民国軍と戦闘を行っていた。この戦闘については、Tayibung 2006に詳しい。
- (22) 陳崇凱によれば、1913年4月8日に成立した中華民国第一屆国会において、高鷺鼎は後蔵の参議院補欠であったようである（陳 2004: 11）。
- (23) 例えば、キャフタ協定以降も外モンゴルに留まったフルンボイル、内モンゴル出身者が新たに一つの盟を組織したい旨を請願した際には、ボグド・ハーンに上奏すらされずに却下された（橘 2009）。
- (24) 清代において、八旗に属する旗人に対して一般の人々を民人と称したが、モンゴルでは主に漢人の意で用いられていた。
- (25) チベット語 spyi-sa を語源とし、寺院財産を意味する（Lessing 1995: 1063）。
- (26) ボドー事件については、青木 2011、第2章に詳しい。
- (27) ボグド・ハーンの死後、1925年のモンゴル人民革命党第4回党大会において、彼の莫大な財産を没収することが決定されている（Батсайхан 2011: 552）。

## 参考文献

- 青木雅浩 2011『モンゴル近現代史研究1921～1924年：外モンゴルとソヴィエト、コミンテルン』早稲田大学出版部
- 青木雅浩 2023「国家建設を巡るモンゴル人の模索——独立運動から人民共和国へ」『民族解放の夢（アジア人物史第10巻）』集英社
- 石濱裕美子 2001『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店
- 石濱裕美子 2019「20世紀初頭、チベットとモンゴルを結んだ二人のモンゴル王公——

- カンドー親王とクルルク貝子——」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』29
- 橘誠 2009「キャフタ協定後の帰服モンゴル人の命運——ボグド＝ハーン政権による  
帰服者の処遇問題」『早稲田大学モンゴル研究所紀要』5
- 橘誠 2011『ボグド・ハーン政権の研究：モンゴル建国史序説1911-1921』風間書房
- 橘誠 2018「清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係——蒙蔵条約の同時代的意義に着  
目して」『下関市立大学論集』62-1
- 橘誠 2021「モンゴルの国家財政に関する基礎的考察——20世紀初頭の関税収入を中  
心に」『下関市立大学論集』65-1
- チベット文献講読会 2016「ダライラマ政権初期のチベット執政者の印璽に関する基  
礎研究」『史滴』38
- 陳崇凱 2004「民国時期西藏地方代表參議政活動述略——再駁“民国時期西藏獨立”  
論」『青海民族學院學報：社會科學版』30-2
- 萩原守・額定其勞 2014「モンゴル法制史研究動向」『法制史研究』64
- Батбаяр, Ц., Гомбосүрэн, Д. 2009, *Монгол ба Түвд: XX зууны эхний хагаст: XIII Далай  
лам Түвдэнжамц Монголд заларсан түүх*, Улаанбаатар
- Бат-очир, Л., Дашжамц, Д. 1973, *Дамдингийн Сүхбаатар: Намтар*, Нэмж засварласан  
гурав дахь хэвлэл, Улаанбаатар
- Батсайхан, О. 2008, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба хутагт*,  
Улаанбаатар
- Батсайхан, О. 2011, *Монголын сүүлчийн эзэн хаан VIII Богд Жавзандамба хутагт*, Нэмж  
баяжуулсан хоёр дахь хэвлэл, Улаанбаатар
- Батсайхан, О. 2019, “1911 оны Монголын үндэсний хувьсгалын удирдагч, эцэг VIII Богд  
Жавзандамба хутагтын үйл ажиллагааг бодитоор үнэлэхүй,” *Богд Хаан-150: Түүх,  
Соёл, Өв*, Улаанбаатар
- Баттогтох, С. 1991, *Нууц хуйвалдаанаас нугалаа завхралд*, Улаанбаатар
- Баярмаа, Г. 2019, *Жибзундамба хутагтын их сангийн түүхээс, Богд Хаан-150: Түүх, Соёл,  
Өв*, Улаанбаатар
- Болдбаатар, Ж. 1994, *Эрдэнэ Дайчин чин ван Ханддорж*, Улаанбаатар
- Болдбаатар, Ж. 2003, *Хошой чин ван Ханддорж*, Улаанбаатар
- Гангааням, С. 1993, *Монголчууд тусгаар тогтнолоо хамгаалан тэмцсэн нь (1911-192)*,  
Улаанбаатар
- Дашням, Г. 2019, “Монгол улсын хэмжээт эрхт хаан: VIII Богд Жавзандамба хутагт,”  
*Богд Хаан-150: Түүх, Соёл, Өв*, Улаанбаатар
- Дүгэрсүрэн, Л. 1956, *Улаанбаатар хотын түүхээс*, Улаанбаатар

- Идшинноров, С. 1996, *Монгол улсын гаалийн товч түүх*, Улаанбаатар
- Лонжид, З. 2000, *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх, 1911-1921*, Улаанбаатар
- Насанбалжир, Ц. 1970, “Жибзундамба хутагтын сан,” *Түүхийн судлал*, 8
- Цэвээнжав, Д. 2012, *Монголын гаалийн албаны түүх /1912-2012 он/*, Улаанбаатар
- Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын Түүх*, гурван боть, Улаанбаатар, 1969
- Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл: Баримт бичгийн эмхтгэл (1900-1914)*, Эмхтгэсэн А.Очир, Г.Пүрэвэ, Улаанбаатар, 1982
- Ishihama Yumiko, Tachibana Makoto, Kobayashi Ryosuke, Inoue Takehiko 2019, *The Resurgence of “Buddhist Government”: Tibetan-Mongolian Relations in the Modern World*, Union Press
- Ishihama Yumiko & McKay, Alex (eds.) 2022, *The Early 20th Century Resurgence of the Tibetan Buddhist World: Studies in Central Asian Buddhism*, Amsterdam University Press
- Lessing, Ferdinand D. 1995, *Mongolian-English Dictionary* (3rd reprinting), Mongolia Society
- Shaumian, Tatiana 2000, *Tibet: The Great Game and Tsarist Russia*, Oxford University Press
- Tachibana Makoto 2022 “Friendship and Antagonism: Tibetans and Money in Early Twentieth-Century Mongolia,” Ishihama, Yumiko & McKay, Alex (eds.), *The Early 20th Century Resurgence of the Tibetan Buddhist World: Studies in Central Asian Buddhism*, Amsterdam University Press
- Tsyrempilov, Nikolay 2013, “The 1913 Tibet-Mongolia Treaty of Friendship and Alliance: New Sources Uncovering the History of Its Drafting,” *Lungta* 17
- Tayibung, Ö. 2006, *Üker jil-ün üimegen-ü gerel ba següder*, Öber mongyul-un suryan kümüjil-ün keblel-ün qoriy\_a

本研究は JSPS 科学研究費補助金22K00915の助成を受けたものである。